

「古紙標準品質規格」の一部改定について

公益財団法人古紙再生促進センターは、「古紙標準品質規格」の一部を改定しましたので、規格改定の内容等についてお知らせします。

1. 規格改定の審議経過

「古紙標準品質規格(5/26 改定)」の「3.禁忌品 B 類 4) シール、粘着テープなど」に従来通りの但し書きを記載することについて、古紙品質規格専門委員会で検討し、その検討結果を平成 28 年 8 月 3 日開催の業務委員会に上程し承認されましたので、改定を行いました。

2. 規格改定の内容

(旧規格)

3. 禁忌品

B 類：製紙原料に混入することは好ましくないもので次のものをいう。

4) シール、粘着テープなど



(新規格)

3. 禁忌品

B 類：製紙原料に混入することは好ましくないもので次のものをいう。

4) シール、粘着テープなど(但し、段ボールの場合、粘着テープは禁忌品としない。)

古紙標準品質規格

公益財団法人古紙再生促進センター		
制定	昭和 61 年	1 月 27 日
改定	平成 12 年	6 月 15 日
改定	平成 17 年	5 月 25 日
改定	平成 18 年	11 月 29 日
改定	平成 21 年	3 月 17 日
改定	平成 23 年	2 月 24 日
改定	平成 24 年	9 月 21 日
改定	平成 28 年	5 月 26 日
改定	平成 28 年	8 月 3 日

I. 規定

1. 適用範囲

本規格は、新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、オフィスペーパー（以下「古紙」という。）の取引における古紙の品質基準について規定するものである。古紙の取引は、購買者・販売者間に特別な取り決めがない限り、本規格によるものとする。

本規格での新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、オフィスペーパーとは次のものをいう。

- 新聞とは、家庭、会社及び官公庁等より発生する新聞（折込チラシを含む。）及び残紙をいう。
- 段ボールとは、事業所、家庭、市中等より発生する段ボールをいう。
- 雑誌とは、家庭、会社及び官公庁等より発生する雑誌、書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)、取扱説明書、小冊子(パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの)を加えた「綴じられたもの」をいう。
- 雑がみとは、家庭より発生する紙・板紙及びその製品で、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものをいう。
- オフィスペーパーとは、オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるものをいう。

2. 品質

古紙の品質は、本規格のⅡ．古紙標準品質規格表の定義によるものとする。なお、この「古紙標準品質規格」の条件をみたすものを規格品という。

3. 禁忌品

禁忌品は A 類(A-1、A-2)と B 類に区分する。

A 類：製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもので次のものをいう。

A-1 紙以外のもの

- 1) 石、ガラス、金属(工具、機械部品などを含む)、土砂、木片、布類、プラスチック類など
- 2) 合成紙、ストーンペーパー(プラスチックと鉱物でつくられているので、正確には紙でない)
- 3) 不織布(マスク、簡易お手拭など)
- 4) 使い捨ておむつ、生理用品、ペット用トイレシートなど(未使用のものを含む)
- 5) その他工程或いは製品にいちじるしい障害を与えるもの

A-2 紙製品ではあるものの製紙原料とならないもの

- 1) 芳香紙、臭いのついた紙(洗剤・石鹼・線香などの紙製包装・紙箱・段ボール箱など)
- 2) カバンや靴などの詰物(緩衝材として使用済み昇華転写紙が再使用されることが多い)

- 3) 昇華転写紙(捺染紙、アイロンプリント紙、主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙)
- 4) 感熱性発泡紙(立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- 5) ろう(蠟)段(ワックス付段ボール(例：輸入青果物・水産加工品などが入った箱))
- 6) 食品残渣のついた紙
- 7) 汚れた紙(油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙など)
- 8) 医療関係機関等において感染性廃棄物に接触した紙
- 9) その他工程或いは製品にいちじるしい障害を与えるもの

B類：製紙原料に混入することは好ましくないもので次のものをいう。

- 1) 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 2) 建材に使用される紙(石膏ボード、ターポリン紙など)
- 3) 圧着はがき(親展はがきなど)
- 4) シール、粘着テープなど(但し、段ボールの場合、粘着テープは禁忌品としない。)
- 5) 防水加工された紙(紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器など)
- 6) ビニール及びポリエチレン等の樹脂・アルミコーティング紙、ラミネート紙
- 7) 樹脂含浸紙、硫酸紙(パーチメント紙)、ろう(蠟)紙(ろう(蠟)塗工紙)
- 8) 印画紙(写真、インクジェット写真用紙、アルバム)
- 9) カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
- 10) 感熱紙(感熱ファックス用紙、レシートなど)
- 11) 抄色紙(判定基準 A、B を除く)*
- 12) 新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類(シャンプー、化粧品など)
- 13) その他製紙原料として不適当なもの(複合素材の紙など)

※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っている。製造メーカーのホームページを参照のこと。

4. 荷姿・風袋

規格品は原則としてプレス梱包品とする。

風袋に禁忌品を使用してはならない。

ただし、梱包のためのひも、鉄線等はこの限りではない。

5. 表示

規格品には購買者・販売者間で識別できるような表示をするものとする。

6. 規格外品

劣化品、日焼品、土・さび等で汚れたもの、水分・禁忌品・他銘柄品が規格を超えるもの、風袋等が規格に反するものはすべて規格外品とする。

7. 選別品

この規格より更に厳しい条件をみとすために精選されたものを選別品という。

II. 古紙標準品質規格表

1. 新聞

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.3%
- 2) 新聞以外の銘柄品（除く新聞折込チラシ）の混入は
次の率を超えてはならない。…………… 1%
- 3) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%

2. 段ボール

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.3%
- 2) 段ボール以外の銘柄品の混入は次の率を超えてはならない。…………… 3%
- 3) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%

3. 雑誌

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.5%
- 2) 雑誌以外の銘柄品の混入は次の率を超えてはならない。…………… 5%
- 3) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%

4. 雑がみ

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.5%
- 2) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%

5. オフィスペーパー

- 1) 禁忌品の混入
 - (1)禁忌品 A 類…… 認めない。
 - (2)禁忌品 B 類…… 原則として認めないが、やむを得ない場合でも
次の率を超えてはならない。…………… 0.5%
- 2) 水分の許容水準は次の率を超えてはならない。…………… 12%